

平成20年度第2回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成20年10月1日(水) 14:00～15:00

2 場 所 市庁舎3階応接会議室

3 出席者

(委員) 白石 忍 堀江 博義 岡本 美登里
井石安比古 大野 高溥 山内 保生 藺田 弘
伊藤 謙司 村上 悦夫 岩本 和強 丹 絹子
今井 基博

(市) 佐々木市長 神野福祉部長 渡部国保課長
山地主幹 石川係長

4 欠席者 芝 孝子 大塚 敏夫

5 開会

6 議事録署名人の選出

議事に先立ち、議事録署名人に被保険者代表の堀江委員及び保険薬剤師代表の大野委員を全委員賛成で選任した。

7 議題

(1)平成19年度国民健康保険(事業勘定)歳入歳出決算について

(2)その他

- ①出産育児一時金の改定について
- ②国民健康保険条例規則の一部改正について
- ③平成20年度版「国民健康保険の概要」発刊について
- ④救急医療シンポジウムの開催について

8 議事録

※議長は規定により村上会長

(議長)

それでは、1号議案「平成19年度国民健康保険(事業勘定)歳入歳出決算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第1号議案について説明(別添資料)

(議長)

質疑はありませんか。

(白石委員)

歳出のところの共同事業拠出金の事務費拠出金はどのようなものに使われていますか。

(事務局)

国保連合会で行う共同事業にかかる事務費を拠出しています。共同安定化事業の事務費の拠出はありません。

(堀江委員)

国庫支出金補助金の財政調整交付金は、普通調整交付金も特別調整交付金も予算額に比べて決算額が減っていて、特に特別調整交付金は極端に減っていますが、予算編成時にある程度予算を立てられなかったのですか。

(事務局)

特に特別調整交付金が大幅減となっていますが、特に内訳の中で毎年1億4300万円交付されていたものが、19年度には交付がありませんでした。これは金額を積み上げたものではなく、県内トップの徴収率にもかかわらず、現年度の徴収率が前年度に比べ少し下がったことなどを理由に、国は交付をしなかったのではないかということです。特別調整交付金が不交付となったのは、県内では新居浜市、西条市、四国中央市と南予の一市の4市だけです。

(堀江委員)

20年度は減額して予算を立てていますか。

(事務局)

普通調整交付金と特別調整交付金の割合が国の全体予算の中で決まっております、本市の19年度現年度徴収率も前年度より上がっており昨年度とは状況が異なりますことから、

20年度は歳入があると見込んでおります。

(大野委員)

歳出のところの退職被保険者の療養給付費などが予算よりかなり減っていますが加入する人が減ってきているということではよろしいですか。

(事務局)

予算編成時に退職者して国保に入る人がもっと多いと見込んでいたのが、予想より少なかったことによるもので、療養給付費の実績額は前年度より伸びています。保険給付費合計も前年度より伸びていまして、減少傾向にあるということではありません。

(今井委員)

3点ほどお伺いします。まず、審査支払手数料は約3千万円ですが、3千万払ったことによる効果についてお伺いします。次に2つ目は、保健事業費が2割ほど余っていますが、効率的にして余したのか、やることが取りやめになって余したのかお伺いします。3点目は、滞納分の徴収率が上がったのは喜ばしいことですが、何か特別な対策をとったのでしょうか。

(事務局)

1点目の審査支払手数料についてですが、これは各医療機関から国保連合会に送られたレセプトを審査する手数料ですが、1件当たり63.65円と単価が決まっております、これに取り扱い件数を掛けた金額を支払っているというものです。

2点目の保健事業についてですが、健康表彰の記念品についての入札減少金と脳ドックの未受診者があったことによる減でございます。20年度には特定健診の制度が始まりましたので、これを重点的に取り組むこととしております。

3点目の徴収率についてですが、昨年度特に取り組んだということはありません。日々の取り組みの積み重ねであり、県内でも唯一実施している18名の徴収員体制と滞納に対する早期対応による結果と考えております。

(岩本委員)

建技労に加入している人が、近頃魚屋とかであったりするが、本来は国保に入って保険料を払うべきところ建技労に加入し、病院にかかると国保に移り、国保は負担になるように聞くが、市で指導するか又は国や県に対して言うことはできないのか。

(事務局)

国保は最後の受け皿という立場にございまして、建技労に入るということについて私どもで指導することは難しいと思います。建技労でどういう人を対象として加入を認めるかという問題であ

と思います。

(岩本委員)

メタボ健診の受診率は順調なのですか。

(事務局)

保健師3名と管理栄養士2名で努力しておりますが、順調とはっておりません。個別健診の数字がまだ完全に上がってきておりませんが、集団健診は大体1回あたり80人くらいありで10回くらいやっているといます。受診率そのものは日によって違いまして、それは特定健診とがん検診がセットになった時は高いのですが、特定健診と大腸がん検診だけの場合は今月の2日ある予定でも10人とか15人の予約状況で、保健師等が電話で勧奨したり、小さな会合に寄せていただいて勧奨しているんですが、なかなか皆さんの意識がこちらに向かない状況です。今後できるだけ努力していきたいと思っております。

(岩本委員)

受診率の状況で後期高齢の支援金へのペナルティが10%あるということですが、このままだと見込みがないということになり、配慮を考慮しておかないといけないのではないですか。

(事務局)

平成24年度の結果を見てからということになりますが、全国的な状況がどうかということが関係するであろうかと思いますが、そのあたりは財政的準備といえますか、配慮はしておかなければならないと思っております。また、受診率向上のために市政だよりや自治会へのお願いなど啓発活動を行っています。

(白石委員)

関連して、受診内容が以前と変わって少なくなっていますが、これから見直すことはあるのでしょうか。

(事務局)

昨年までは基本健康診査ということでしたが、今回の特定健診はあくまでもメタボリックシンドローム、生活習慣病の改善ということで受診項目が定められております。生活習慣病を未然に防止し将来的に病院にかかる人を減らし医療費を抑制しようということなので、健診項目の見直しというのは今のところ聞いておりませんが、平成24年度の受診率の目標が65%であり、それに向かって努力していくということで、推移を見守っていきたくて思っております。

(議長)

ほかにありませんか。ないようですので、以上で質疑を終わります。
ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

(議長)

ないようですので、以上で討論を終わります。
それでは、1号議案「国民健康保険の歳入歳出決算について」につきまして、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長)

はい、ありがとうございました。1号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。次に「その他」として、なにかありますか。

(事務局)

- 説明 (1) 出産育児一時金の改定について
(2) 国民健康保険条例規則の一部改正について
(3) 平成20年度版「国民健康保険の概要」発刊について
(4) 救急医療シンポジウムの開催について

(議長)

その他として以上の報告がありました。他に何かございませんか。

(白石委員)

保険が政府管掌とか組合とかいろいろありますが、その区別がわからないので、教えてください。また、最近解散して政府管掌に入るということを聞きますが、そうなった場合に国の負担が上がるということになれば、国保への影響が国庫補助金減となって出てくるのではないのでしょうか。

(事務局)

大企業の社員の方とその家族が入る健康保険組合、中小企業の5人以上の方が入る政府管掌健康保険から名称が変わりました全国健康保険協会、公務員は国家公務員共済保険、市町村共済保険、また医師国保・歯科医師国保が特にございます。それと国民健康保険があり、あと建設国保がございます。それぞれ会社の従業員の形によっていろいろあろうかと思

います。

影響については、わかりませんが、心配が無きにしても非ずかもわかりません。国保の場合は歳出に対する国庫補助金や療養給付費交付金など様々な歳入を除いた残りを保険料で賄うということですから、国庫補助金が減れば保険料が上がるということになるかも知れません。本市国保は今のところ形式黒字であり、繰越金が19年度から約5億ありますが、実質は18年度からの繰越金を大幅に下回りましたので赤字であるわけです。20年度決算見込みについては、今後の運協の中でお話したいと思います

(堀江委員)

西濃運輸が組合を解散して政府管掌に入ったということですが、政府管掌という保険があるわけですか。

(事務局)

健保組合では、後期高齢者支援金の方が、今までの老人保健拠出金より大幅に上がりましたので、自分のところの保険が持たないということで健保組合を解散し、保険料率の低い政府管掌に入ったわけですが、保健事業がなくなり、人間ドックの補助もなくなりますので、社員の方も痛手でしょうし、国の方も補助金を出すということで負担になるわけです。

(大野委員)

政府管掌は総収入に対して8.2%保険料を払うわけです。個人も会社も払うわけです。大きい会社だと大体、個人も会社も10%、10%なので、解散して政府管掌に入ったのは、組合も個人も持ち出しが増えたからです。政府管掌に入れば負担が減るわけです

(伊藤委員)

出産育児一時金を3万円増額する趣旨は、何でしょうか。市民は3万円収入が増えると思っていますが。

(井石委員)

出産時に脳性マヒの子供ができることがあるじゃないですか、そのため全員で3万円ずつ出し合うということです。そうすれば基金ができるじゃないですか。そういう制度ができたので、それを賄うために3万円上がったということです。

(事務局)

結局病院に払う費用に含まれるわけで、実質的に増えるということではないようです。

(伊藤委員)

出産費用はどれくらいのものなのですか。

(事務局)

35万円では少し足りないという状況でないかと思います。

(議長)

他にありませんか。ないようですので、最後に一言申し上げさせていただきます。繰越金はある一般的なにはよろしいわけですが、19年度からの繰越しが18年度より下がったということで、これが単純に2年続くと赤字になりますから、よく検討を加えていかなければと思います。

それでは、以上をもちまして、運営協議会を終了いたします。委員の皆様には長時間、誠にありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明し、押印します。

平成20年10月1日

新居浜市国民健康保険被保険者代表委員 堀江博義 ⑩

新居浜市国民健康保険薬剤師代表委員 大野高溥 ⑩